

出雲市分別収集計画書

(第10期)

出 雲 市

令和4年(2022)7月

分別収集計画目次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定めるものの量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に 規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項	13

出雲市分別収集計画

令和4年7月15日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動していくことが重要である。

本市は、「第2次出雲市ごみ処理基本計画（中間見直し）」（平成31年3月に策定）において、平成29年度を基準として、令和4年度にはごみ排出量を約4%削減し、再資源化率を25.8%とする目標値を設定した。この目標を達成するため、ごみの排出抑制・再使用の推進・再生利用の推進に向けた様々な取組を実施している。令和4年度中にこれまでの実績を評価し、令和5年度を始期とした「第3次出雲市ごみ処理基本計画」を策定する中で、今後の容器包装廃棄物の分別収集のあり方を含めて検討することになる。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することを目的とする。そのため現時点での市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみ排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- (3) 市民・事業者・行政が一体となった排出抑制・再資源化の促進

これらの基本的方向に基づく市民・事業者・行政の役割分担を以下に示す。

- ・市民 分別収集計画に基づく分別排出の徹底、マイバッグ持参の徹底等による容器包装廃棄物の削減。
- ・事業者 過剰包装の自粛、リターナブル容器への転換と回収の促進、環境への負荷が少ない製品の開発・販売、店頭での容器包装廃棄物の回収促進。
- ・行政 分別収集ステーションの整備、処理・保管施設の適正管理・運営、分別収集計画の周知、市民・事業者と連携した啓発活動の実施。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

（その他の紙製容器包装は、雑がみとして雑誌等と混合収集する。）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	9,403 t	9,377 t	9,351 t	9,325 t	9,299 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に協力・連携を図ることが重要であり、表2に示す方策を実施する。

表2 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策

方 策 名	具 体 的 内 容	公共関与
効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に、ごみの分別や減量化について、ごみの分け方・出し方ガイドブック、広報いずも、環境情報サイト「出雲エコなび」やごみ出しおたすけアプリ「さんあ〜る」、市SNSへの投稿など様々な広報媒体を活用し、情報発信を図る。 ・情報の内容は、分かりやすく実践しやすいものとする。 	○
小学生を対象にしたごみ減量化教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としたごみ減量化教室を、出雲科学館や斐川環境学習センター、市の廃棄物処理施設等で開催する。 	○
地域でのごみ減量研修等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全連合会各支部や小中学校PTA等が、ごみの減量化をテーマにした研修会の開催や地域イベントでの環境ブース出展などの啓発活動を行う。 	○
ごみ減量化アドバイザー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量に関する取組を実践しているアドバイザー（出雲市ごみ減量化アドバイザー）を、市内で開催される研修会等へ派遣する。 	○
事業所ごみの減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル等の取組が遅れている業種やごみの種類について、ごみの発生抑制やリサイクル策を業界団体や個別事業所と連携して取り組む。 	○
マイバッグ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化に伴い、更なるマイバック持参運動を推進する。 	○
リサイクルショップの活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にあるリサイクルショップを市ホームページ等で紹介し、リユース、リサイクルを推進する。 	○
事業者による回収等	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等が食品トレイ、紙パック、空き缶、ペットボトル等を店頭回収する。 ・販売店がリターナブル容器を回収する。 ・民間事業者が開設しているリサイクルステーションについて、ホームページ等で周知する。 	○

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画における対象品目を分別収集するための分別区分は次のとおりとする。

紙パック及びダンボールについては、資源ごみ（古紙）として収集ステーション又は紙リサイクルステーションへ市民（排出者）が排出するものとする。また、無色びん、茶色びん、その他のびん及びスチール缶、アルミ缶は、それぞれ空きびん、飲料用空き缶の区分で収集した上で、施設（選別）で分別・貯留するものとする。

ペットボトルは、飲料又は特定調味料（しょうゆ、しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料、みりん風調味料、食酢、調味酢及びドレッシングタイプ調味料）用の容器を対象品目とし、市が収集し民間処理施設に搬入し分別・貯留するものとする。

表3 分別収集する容器包装の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料用空き缶						
主として ガラス製の 容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他のガラス製容器	空きびん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙（紙パック）*						
主として段ボール製の容器	古紙（ダンボール）						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル						

*雑誌・雑紙に含まれている場合が多いため、単独集計はしていない。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

表4 分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	19 t		19 t		19 t		19 t		19 t	
主としてアルミ製の容器	30 t		30 t		30 t		30 t		29 t	
無色のガラス製容器	(合計) 149 t		(合計) 149 t		(合計) 148t		(合計) 148 t		(合計) 148 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 149t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 149t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 148t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 148t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 148 t
茶色のガラス製容器	(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 6t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 6 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 6 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 6 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 6 t
その他のガラス製容器	(合計) 416 t		(合計) 414 t		(合計) 413 t		(合計) 412 t		(合計) 411t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 416 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 414t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 413 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 412 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 411 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	336 t		335 t		334t		333 t		332t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 129t		(合計) 129 t		(合計) 128 t		(合計) 128 t		(合計) 128t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 129 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 129t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 128 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 128t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 128 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、令和2年度末、3年度末の増減比率を今後4年間についても同様に適用した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
173,266人 (対前年度比) 99.7241%	172,788人 (対前年度比) 99.7241%	172,311人 (対前年度比) 99.7241%	171,836人 (対前年度比) 99.7241%	171,362人 (対前年度比) 99.7241%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施するもの(主体)は、表6のとおりとする。

紙パック及び段ボールは、市民(排出者)が紙リサイクルステーション等へ排出段階で分別して排出し、これを市が収集し圧縮・梱包の上貯留する。

当面は平田地域及び佐田地域の紙パック及び段ボールは、市民(排出者)により分別し排出されたものを市が収集して民間業者に引き渡し、民間業者により再生利用をする。

スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器については、市民(排出者)が分別して排出したものを市が収集し、選別・貯留する。

なお、収集運搬は市が行うものとする。

また、アルミ缶、スチール缶、紙パック、白色トレイ、ペットボトル等のスーパーマーケット等の店頭回収については、積極的に実施してもらうように働きかけることとする。

さらに対象品目ごとの分別基準の実施主体は、表7のとおりである。

表6 分別収集の実施主体

包装容器廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集運搬の段階	選別・圧縮・梱包・保管段階			
金属	スチール製容器	飲料用空き缶	市による 定期収集	市 (選別・圧縮・保管)			
	アルミ製容器				店頭回収	再生資源業者	再生資源業者
ビン	無色ガラス	空きびん	市による 定期収集	市 (選別・圧縮・保管)			
	茶色ガラス				店頭回収	再生資源業者	再生資源業者
	その他ガラス						

紙	紙パック	古紙	市による 定期収集	市 (選別・圧縮・保管) 業者委託
	段ボール			(選別・圧縮・保管)
		店頭回収	再生資源業者	再生資源業者
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	市による 定期収集	業者委託 (選別・圧縮・保管)
		店頭回収	再生資源業者	再生資源業者
	白色トレイ	店頭回収	再生資源業者	再生資源業者

表7 対象品目ごとの分別基準実施主体

容器包装廃棄物	分別基準	実施主体
スチール製容器 アルミ製容器	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	洗浄する	排出者
	圧縮する	市
ガラス製容器	10t 車に積載できる容量に相当を収集（貯留）	市
	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	洗浄する	排出者
	ガラス製のふた以外のふたの除去	排出者
	結晶化ガラス製の物が混入しない	排出者
紙製容器包装	10t 車に積載できる容量に相当を収集（貯留）	市
	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	濡れていないこと	排出者
	切り開き	排出者
	結束し又は圧縮されていること	市
PETボトル	10t 車に積載できる容量に相当を収集（貯留）	市
	他の素材を利用した容器包装を除去	排出者
	容器包装以外のものが付着、混入しない	排出者
	洗浄する	排出者
	PET以外のボトルが混入しない	排出者
	PET製のふた以外のふたの除去	排出者
	圧縮されていること	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)

分別収集の用に供する施設の整備は表 8 のとおりとする。

空き缶、空きびん、紙パック及びダンボールの圧縮・選別、貯留の中間処理施設については、出雲リサイクルセンター、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンターの処理施設で処理するものとする。これ以外の必要な施設については、ごみ処理基本計画に従い年次的に整備することとする。

表 8 分別収集の用に供する施設の整備概要

分 別 区 分	容器包装廃棄物	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理 施 設
缶 類	スチール製 アルミ製	指定袋	収集ステーション	ダンプ車 パッカー車	圧縮・減容設備
ビン 類	無色ガラス 茶色ガラス その他のガラス	指定袋		ダンプ車 パッカー車	選別設備 破碎・研磨機
紙 類	紙パック 段ボール	紐	紙リサイクルステーション 収集ステーション	ダンプ車 パッカー車	圧縮・梱包施設
プ ラ チ ス ッ ク	ペットボトル	指定袋	収集ステーション リサイクルステーション	ダンプ車 パッカー車	圧縮・減容設備 (民間事業者)

表 9 中間処理施設概要

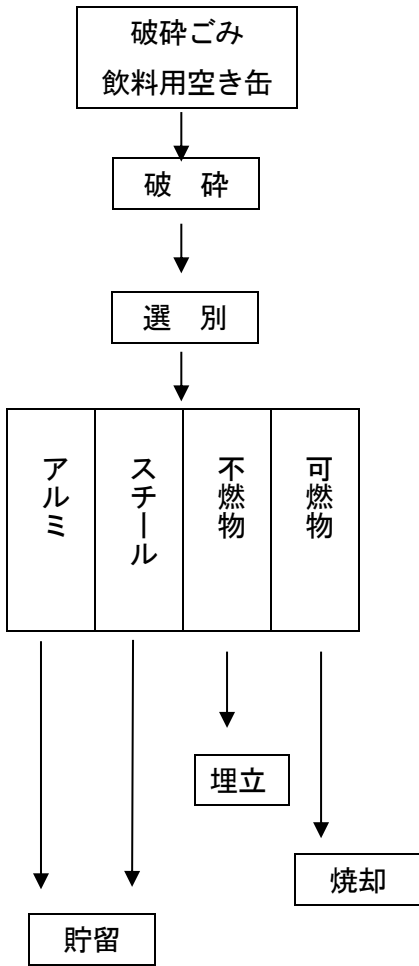
1 出雲地域、多伎地域、湖陵地域、大社地域（びん選別については出雲市全域）

	古紙梱包施設	粗大ごみ処理施設	びん選別施設			
所在地	出雲市西神西町 1732-3					
処理能力	30t/5h	50t/5h	15t/5h			
供用開始	平成 8 年 4 月	平成 7 年 4 月	平成 8 年 4 月			
処理工程	<p>古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）</p> <p>↓</p> <p>選 別</p> <p>↓</p> <p>梱 包</p> <p>↓</p> <p>貯 留</p>	<p>破碎ごみ 飲料用空き缶</p> <p>↓</p> <p>破 碎</p> <p>↓</p> <p>選 別</p> <p>↓</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">アス ルチ ミ ー ル</td> <td style="width: 33%;">不 燃 物</td> <td style="width: 33%;">可 燃 物</td> </tr> </table> <p>↓</p> <p>貯留</p> <p style="margin-left: 150px;">↓</p> <p style="margin-left: 150px;">埋立</p> <p style="margin-left: 300px;">↓</p> <p style="margin-left: 300px;">焼却</p>	アス ルチ ミ ー ル	不 燃 物	可 燃 物	<p>空きびん</p> <p>↓</p> <p>手選別</p> <p>↓</p> <p>選別</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">異物</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">埋立</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">色選別</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">無色びん 茶色びん その他びん</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">破碎</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">貯留</p> <p style="margin-left: 100px;">↗</p> <p style="margin-left: 100px;">活きびん</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">貯留</p>
アス ルチ ミ ー ル	不 燃 物	可 燃 物				

2 平田地域、佐田地域

	平田地域		佐田地域
	空き缶処理施設	粗大ごみ処理施設	破砕処理施設
所在地	出雲市十六島町 1485-2		出雲市佐田町大呂 2865-1
処理能力	2t/5h	20t/5h	3t/5h
供用開始	平成 10 年 4 月	昭和 63 年 4 月	平成 6 年 4 月
処理工程	<pre> graph TD A[飲料用空き缶] --> B[選別] B --> C[アルミ / スチール] C --> D[圧縮] D --> E[貯留] </pre>	<pre> graph TD A[破砕ごみ 飲料用空き缶] --> B[破砕] B --> C[選別] C --> D[アルミ / スチール / 不燃物 / 可燃物] D --> E[貯留] D --> F[埋立] D --> G[焼却] </pre>	<pre> graph TD A[飲料用空き缶] --> B[選別] B --> C[アルミ / スチール] C --> D[圧縮] D --> E[貯留] </pre>

3 斐川地域

	斐川地域
	粗大ごみ処理施設
所在地	出雲市斐川町学頭 3215
処理能力	13t/5h
供用開始	平成 8 年 9 月
処理工程	 <pre> graph TD A[破碎ごみ 飲料用空き缶] --> B[破碎] B --> C[選別] C --> D1[アルミ] C --> D2[スチール] C --> D3[不燃物] C --> D4[可燃物] D1 --> E[貯留] D2 --> E D3 --> F[埋立] D4 --> G[焼却] </pre>

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集の実施に関し、今後取り組む施策は、出雲市の長期計画、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理計画）に位置付け、ごみ処理実施計画により推進していくものとする。

表 10 に分別収集に取り組む具体的施策を示す。

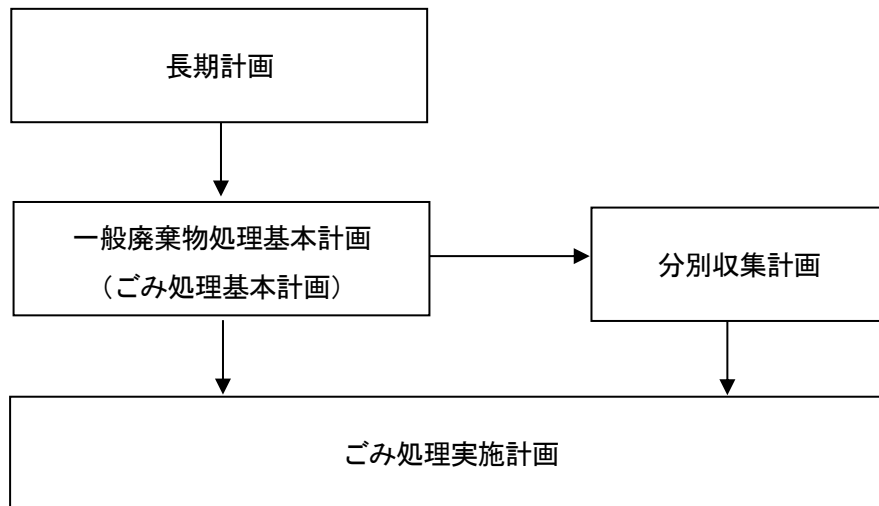


表 10 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策

施策名	具体的内容
リサイクルステーションの適正配置	・古紙等の回収を促進するために、リサイクルステーションの適正配置を図る。
分別の徹底	・より一層のごみの正しい分別、再資源化を図るため、分別排出の周知徹底、市民の意識高揚に努める。
外国人住民への分別の周知徹底	・外国人住民への分別の周知徹底を図るため、転入時の説明や勤務先での説明会を実施する。
事業者への分別排出の徹底・指導	・事業系の一般廃棄物の削減について、排出抑制及び資源化を推進するため分別排出の徹底・指導を進める。